

令和5年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会会議録
目 次

第 1 号（2月8日）

招集告示	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	6
議案第1号	7
議案第2号	10
議案第3号	14
議案第4号	17
閉会の宣告	28
署名議員	29

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第366号
令和5年1月27日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会
議 長 塚 本 竜 太 郎

令和5年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の招集に
ついて（通知）

本日、管理者から令和5年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を招集する告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第1号

令和5年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和5年2月8日
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

令和5年1月27日
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 芝 田 裕 美

令和5年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会

令和5年2月8日(水)

午後3時開会

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合都市公園条例の制定について
日程第4 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第5 議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
日程第6 議案第4号 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	後 関 俊 一	議員	2番	広 沢 修 司	議員
3番	村 越 誠	議員	4番	宗 川 洋 一	議員
5番	小 田 川 敦 子	議員	7番	小 易 和 彦	議員
8番	植 村 博	議員	9番	日 下 み や 子	議員
10番	土 屋 裕 彦	議員	11番	田 中 和 八	議員
12番	塚 本 竜 太 郎	議員			

欠席議員(1名)

6番 円 谷 憲 人 議員

説明のための出席者

管 理 者	芝 田 裕 美 君
副 管 理 者	太 田 和 美 君
副 管 理 者	笠 井 喜 久 雄 君
監 査 委 員	・ 川 正 昭 君

会計管理者	大 伯 昌 司 君
事務局 長	菽 原 勝 君
事務局 次 長	有 泉 亨 君
事務局 副 参 事	小 林 一 秀 君
総 務 課 長	今 井 修 一 君
あ じ さ い 所 長	有 泉 亨 君
し ら さ ぎ 所 長	栗 原 稔 君
周 辺 整 備 室 長	小 林 一 秀 君

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	原 晃 一
白井市環境課長	竹 田 忠 夫
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	中 川 聡

事務局職員出席者

総務課長補佐（事）庶務係長	沼 中 裕 一 郎
総務課庶務係主任主事	菰 田 悠 介

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（塚本竜太郎議員） 皆さん、本日はご多忙の中ご参集いただき、大変にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和5年柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合都市公園条例の制定について、議案第2号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第3号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、議案第4号 令和5年度柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一般会計予算、以上4件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（塚本竜太郎議員） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から定期監査の結果の報告があり、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚本竜太郎議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、9番、日下みや子議員、10番、土屋裕彦議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本竜太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（塚本竜太郎議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（芝田裕美君） 令和5年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくため、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案4件でございます。これら議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

都市公園事業につきましては、今年度において第1期整備エリアの都市公園事業が終了予定であり、今後第2期整備エリアの用地取得及び実施設計業務に着手し、周辺整備計画の実現に向け、周辺環境の向上を図ってまいります。

また、クリーンセンターしらさぎにつきましては、設備の機能回復や安定燃焼の向上を目的とした施設延命化対策事業が今年度で完了予定でございます。工事期間中は地域住民の皆様にご不便、ご迷惑をおかけしましたが、引き続き安全かつ安定的なごみ処理に努めてまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合都市公園条例の制定につきましては、都市公園法第18条の規定により、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

次に、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正される個人情報の保護に関する法律が施行され、令和5年4月1日から地方公共団体等の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが規定されること等を踏まえ、現行の柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例の全部及び関係する条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定につきましては、国家公務員法及び地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、その他所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第4号 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ34億4,165万8,000円とするもので、前年度と比較し、率にして24.2%、額にして11億25万3,000円の減となっております。減額の主な要因は、令和2年度から令和4年度の継続事業であったクリーンセンターしらさぎの施設延命化対策事業に係る事業の完了や都市公園整備事業に

係る工事費の減額によるものとなっております。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎議案第1号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第3、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合都市公園条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合都市公園条例についてご説明いたします。

議案第1号を御覧ください。この条例は、「都市公園第1期整備エリア」及び既存の散策路を都市公園として供用するため、設置及び管理に関し必要な事項を、都市公園法第18条の規定により定めるものでございます。

主な内容といたしましては、都市公園内に設ける公園施設の設置基準、都市公園内における物品販売等、許可を要する事項及び許可手続に関する事、都市公園における禁止事項、公園利用の禁止又は制限に関する事、公園の名称、公園施設の設置及び工作物・物件の占用等に係る許可手続に関する事、公園使用許可、公園施設の設置及び占用の許可に係る使用料に関する事、許可の取消し、行為の中止、原状回復や公園からの退去を命ずる事に関する事、公園の区域変更及び廃止をする場合の手続に関する事、罰則に関する事などについて定めるものでございます。

条例の施行期日ですが、令和5年4月1日とするものでございます。

なお、都市公園の名称につきましては、既存の散策路の名称に係る地元住民との専門部会において「廃棄物処理施設が集中するこの地域について関心を持っていただきたい。地域のイメージアップを図りながら、今後の環境整備の広がりも感じられる。」との意見を踏まえまして、既存の散策路はもとより、今後本組合が整備する都市公園を「さわやか環境緑地」とするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） これより質疑を行います。

開始に当たり議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました小田川議員について質疑を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 白井市の小田川です。通告に従いまして議案第1号の質疑を行います。

まず、質疑の内容、1つ目、第11条は使用料等ということになっていますが、第11条について説明

を求めます。

2、公園の収益性について、組合の見解を伺います。

3、災害時において、公園は、周辺地域の避難場所としての活用が基本設計に盛り込まれていますが、防災空間としての目的が条例には反映されていません。その理由をお示してください。

以上3点です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 初めに、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合都市公園条例第11条の内容でございますが、第1項から第3項に規定する使用料は、公園内における物品販売、撮影及び催し等を行う場合、本組合以外の者が公園内に公園施設を設置する場合及び設置した公園施設の管理をする場合に納付する使用料でございます。

第4項に規定する占用料は、公園内に電柱や郵便差出箱等により占用する場合に納付する占用料でございます。

これら使用料及び占用料の額につきましては、鎌ヶ谷市都市公園条例に準じ定めたものでございます。

次に、公園の収益性について組合としての見解でございますが、当組合の公園は、収益を目的に整備するものではなく、廃棄物処理施設が存在するこの地域の環境及びイメージの向上を目的として、環境負荷の軽減につながる緑地の保全や地域活性化の充実を図り、地域の皆様に安心して触れ合える場としてご利用いただける公園として考えております。

最後に、防災空間としての目的を条例に規定していない理由でございますが、都市公園条例は、都市公園法の範囲内で策定しているところでございますが、法の管理に関する規定に防災空間としての管理に関する規定がないことから、条例に反映されていないものでございます。しかしながら、基本設計による災害時における避難場所としての活用に支障はなく、構成市等から備蓄倉庫等の防災施設の設置や指定避難場所の指定等について協議がなされた場合には、前向きに検討してまいります。

○議長（塚本竜太郎議員） 第2問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 2回目の質疑を行います。

まず、使用料のところですが、使用料及び占用料の額につきましては、鎌ヶ谷市都市公園条例に準じて定めていますとお答えがありました。このことについて、鎌ヶ谷市の都市公園条例に準じた理由、根拠について伺います。

次に、構成市3市の都市公園条例を確認したところ、その条例で定める設置基準の中に防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するものという旨の防災に関連した文言が盛り込まれていました。周辺整備における災害時の活用エリアは多目的広場を想定しており、その活用は10年ほど先になります。工期が令和10年から令和14年度になるのかな、大体10年ほど先に、活用するのは先になる予定でいま

す。しかし、今回オープンする第1期整備エリアも1ヘクタールと広く、一時的に逃げ込む避難場所としては十分に期待できます。今後公園を運営していく中で防災空間としての活用を協議していくとき、設置基準に目的がないことで支障は出ないでしょうか。再度確認したいと思います。

以上2点です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

お尋ねは2点ございました。ご質問の1点目、使用料及び占用料の額について、鎌ケ谷市の都市公園条例に準じた理由でございますが、当組合の行政財産使用料条例等につきまして鎌ケ谷市条例を準用していることから、同様としたものでございます。

次に、ご質問の2点目、柏市、白井市、鎌ケ谷市の条例における防災に関する文言が協議に与える影響についてでございますが、指定避難場所等の協議につきましては、本条例には防災に関する文言が盛り込まれておりませんが、協議の際に与える影響はない旨、構成団体からも伺っております。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 第3問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 3回目は、質疑ではなく意見として述べたいと思います。

まず、収益性についてですが、公園の利用者にさわやかプラザ軽井沢を知っていただき、興味を持っていただくことで、入館者が増える中の相乗効果を期待したいと思います。そして、周辺の近隣にお住まいの方には、公園という緑化の中で自然の空間の中で豊かな時間を過ごしていただくことを期待したいと思います。

次に、防災の視点についてですが、日本は、皆さんご存じのとおり地震大国ということで、いつ、どこで大きな地震が発生するかは予測が付きません。30年以内に巨大地震が起こる確率は70%とも言われています。いつ起こってもおかしくない、そういった状況です。このエリアに関しては、防災機能としては防災井戸が1か所あります。そして、10年先の開設予定の多目的広場ということが、今後整備されていきます。その過程において近隣市防災・災害協定などを結び、この広いエリアを避難場所として活用するという事は喜ばしいことでもありますが、1つ心配していることがあります。現在の公園整備の中で設置される予定のトイレが普通の一般的なトイレになっているために、大地震等ですぐに使えない状況も予測されます。今はマンホールトイレなど、地震が発生してもすぐに使えるタイプのものもあります。もしも今後災害用にこの公園を使っていくという協議が進められる中で、国からの補助金等を活用してトイレが災害にも対応できるものを取り入れて、より近隣住民の方の期待に応えられるものになっていくことを期待して、組合の方にもお願いをしながら、意見として3回目の質疑を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

議案第1号につきましては、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本竜太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合都市公園条例の制定については、可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第4、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてご説明いたします。

議案第2号を御覧ください。本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正される個人情報の保護に関する法律が施行され、令和5年4月1日から地方公共団体等の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが規定されること等を踏まえ、現行の柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例の全部及び関係する条例の一部を改正しようとするものでございます。

概要につきましては、個人情報保護法の改正により、個人情報の取扱いにおいて国と地方公共団体が同じ規律を適用することとなることから、例えば1,000人以上の個人情報ファイルには、個人情報ファイル簿の作成、公表が必要となること。都道府県や政令市に匿名加工情報の提供制度が導入されること。個人情報保護委員会が、地方公共団体における個人情報の取扱い等を監視すること。そして、地方公共団体が必要な場合に限り、条例で独自の個人情報保護措置を規定することが可能となることなどの制度改正がなされました。

制度改正については、大きく4点ございます。1点目につきましては、第2条で定めています現在の個人情報保護条例における実施機関の定義については、管理者、監査委員及び議会としていますが、改正後の条例においては改正法の適用により議会が対象外となるため、「実施機関」を「組合の機関」に改めるものでございます。

2点目につきましては、第3条から第5条において、目的及び住民、事業者、組合の機関の責務でございます。こちらは主な趣旨として、住民、事業者、組合の機関が一体となって個人情報の保護に

取り組むこととするものでございます。

3点目につきましては、第6条から第11条にかけて開示請求に係る開示決定期限と手数料でございますが、現状の条例と同様に、開示期限は開示請求のあった日の翌日から起算して14日以内とし、手数料についても無料とするものでございます。

4点目につきましては、第12条から第14条において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合に、改正法に定める範囲内で、引き続き審査会に諮問する規定を設けるものでございます。

次に、附則でございます。

附則第1項は、施行期日を定めるもので、この条例の施行期日を改正法の一部改正の施行日である令和5年4月1日とするものでございます。

附則第2項から第9項までの規定は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例の全部改正に伴い、所要の経過措置を定めるものです。

附則第10項は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例の全部改正に伴い、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例において、条例中に引用する法令名を改めるとともに、同審査会条例の所掌事務について改正法の規定との整合性から、その一部を削除するものでございます。

附則第11項は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴い、所要の経過措置を定めるものです。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました小田川議員について質疑を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 通告に従いまして、議案第2号の質疑を行います。

質疑の内容1つ目、個人情報保護に関する法律施行条例制定における審査の方法と過程について伺います。

2、その主な検討内容について伺います。

3、当組合における個人情報の定義についてお示してください。

以上3点です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 初めに、個人情報の保護に関する法律施行条例制定における審査の方法及び過程につきましては、各構成市の個人情報保護に関する法律施行条例の内容を確認し、現行条例との比較検討、条例案の作成を行い、内部検討を経て、当組合行政不服及び情報公開・個人情報保護

審査会委員に対し、条例案を送付し、意見聴取を行っております。

次に、主な検討内容でございますが、現行の条例の目的に市民及び事業者の責務を盛り込み、開示決定の期限については、開示請求のあった日の翌日から起算して14日以内とし、開示請求における手数料につきましても利用者の利便性を考慮し無料とするもので、現行条例と同様の規定を設けております。

また、当組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会につきましても、引き続き個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を特に聞く必要があるときなど、当該審査会に諮問することができることなど検討したところでございます。

最後に、個人情報の定義でございますが、個人情報の保護に関する法律の定義と同様となりますが、当組合における個人情報の定義につきましては、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日、住所などにより特定の個人を識別できる情報としており、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとしております。そのほか番号、記号、符合など、その情報単体から特定の個人を識別できる情報で、政令等で定められているものとしております。

○議長（塚本竜太郎議員） 第2問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 2回目の質疑を行います。

まず、審査の方法のところなのですが、審査委員に対し、条例案を送付し、意見聴取を行ったというご答弁でした。審査委員から意見聴取を行ったということ、そのことに関して、合議制の機関としての審査会はあるけれども、開かなかったという、その理由について伺いたいと思います。

2つ目です。法施行条例に定めのない事項について、組合の取扱いはどうなるのかをお示しく下さい。

3点目、個人情報の定義についてなのですが、先ほどの説明が非常に堅い内容で、具体的にどういったことを示しているのかがちょっとぴんとこなかったと思うのです。皆さんもそうだと思いますので、この定義についてをもう少し具体例も加えて分かりやすくお示しいただけたらと思います。

以上3点です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今井修一君） 1点目の条例制定における審議を行わなかった理由についてお答えいたします。

当組合における条例案の作成につきましては、構成団体の条例案との整合性を考慮し、確認作業に時間を要したことなどから、審査会委員に対しましては、当該条例案の送付等により、ご意見をいただいているところでございます。

2点目の個人情報の保護に関する法律施行条例に定めのない事項に対する組合の取扱いにつきましては、その必要性により個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供、または技術的な助言を求め

ていくとともに、当組合の行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会に対し、専門的な知見に基づく意見を伺うため、諮問を行い対応していくことなどを考えております。

3点目の当組合における個人情報の具体例としましては、家庭系ごみ処理申請書、小動物の死体処理申請書など、ごみ処理等に係る住民の直接搬入時の申請書類をはじめ、委託業務等で事業者から提出される作業員名簿などと考えております。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 第3問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） まず、審査の方法なのですけれども、審査会を開かなかったというところで、このまま賛成していいのかどうかというふうに悩んだのですけれども、審査委員の方からは意見は聴取しましたと。そして、構成市のほうで作成をした、制定をした条例とも整合性を確認していると。構成市のほうは漏れなく審査会のところできちんと審査をした結果の条例ということで、審査の仕方についてはある意味妥当なのかなということで納得をいたしました。そして、施行条例に定めのない事項については、開示請求における手数料は現行条例と同じということ。そして、今後審査会において適正な取扱いを確保するために諮問していくという姿勢が見られましたので、ここも納得をしました。ただ、聞いたところによると、審査会の過去の実績というのが、平成24年に1件、不服申立てであっただけということですが、今後においてはデジタル社会の中でいろいろなことが、民間企業のほうからも問合せ等来るかと思っておりますので、適正に審査会を活用し審議をしていただきたいと思っております。

そして、最後になりますが、今回は組合としての個人情報保護条例の制定ということになります。そして、議会のほうも実はこの組合のほうはまだつくっていない状態です。多分こちらが終わった後に議会のほうも追っかけて条例の制定に動くと思いますが、速やかに議会の個人情報保護条例の着手に移っていただきますよう要望して、質疑を終わりたいと思っております。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁求めない、意見で大丈夫ですか。

○5番（小田川敦子議員） 意見。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

○9番（日下みや子議員） 皆さん、こんにちは。柏市の共産党の日下みや子です。

ただいまの議案なのですけれども、もう既に構成市、柏市でも前議会で審議されておりますので、我が党も質問、委員会で行いまして、反対、こういう立場を表明しているのですけれども、したがって討論のみ、反対の立場で討論をしたいと思っております。

2021年5月、国会で成立したデジタル関連法は、国や自治体が持つ膨大な個人情報のデータ利活用

を成長戦略に位置づけ、外部提供した企業にA Iで分析させて利益を上げることを目的にしています。

この関連法の重要な柱の一つが個人情報保護法の改定で、今回提出されているわけですが、政府は、それぞれの自治体が制定している個人情報保護条例の改廃を求め、全国一律の個人情報保護法に一元化しようとしています。自治体の個人情報保護制度というのは、実は国の法律制定の前に全国で制定されてきまして、内容も非常に発展させてきたという点では、地方自治体の象徴的な存在の一つだったわけです。政府は、この自治体ごとの特徴ある規定がデータ流通の支障になるということで、一旦リセットさせる法改正を押し切ったわけです。

議案に反対する第1の理由は、プライバシーに関わる情報を本人が知らない間に行政から民間へデータ提供ができるという点です。政府は、当分の間は匿名加工した個人情報の外部提供のオープンデータ化は、都道府県と政令指定都市に限って義務づけておりますけれども、柏市も当組合も当面は導入は見送ると、このようにして説明がありました。しかし、この制度を広げることは、そもそも改定法の共通ルール化の狙いなのです。そういうことがあって、それが第1の反対の理由。

第2の理由は、地方自治に対する侵害だという点です。地方自治体は、国がつくる鑄型に収まる範囲の施策しか行えません。独自に定めることができる項目は、今回も説明がありましたけれども、個人情報開示の手数料、それから開示に要する期限、個人情報ファイル簿の作成、公表など、非常に限定的なのです。デジタル技術の発展と普及によって、行政の業務や手続を効率化して国民生活の利便性を向上するという事は非常に大切なことだと思うのですが、しかしそれは行政機関が保有する膨大な個人情報の利活用を、国民自らが監視、監督できる法整備、体制整備と一体に行われるべきだと思うのです。個人のプライバシー侵害、地方自治の侵害、利益誘導や官民癒着の拡大といった多くの問題をはらむ法だと思います。したがって、当組合の法律施行条例制定は到底容認できないという態度を表明いたします。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塚本竜太郎議員） 起立多数でございます。

よって、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、可決することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第5、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてご説明いたします。

議案第3号と新旧対照表4ページを御覧ください。本案は、国家公務員法及び地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、その他所要の改正をするものでございます。

概要でございますが、1点目といたしまして、地方公務員は、国家公務員と同様に定年年齢については現行60歳としておりますが、令和5年度から令和13年度の間、2年ごとに1歳ずつ、65歳まで段階的に引き上げるものでございます。

2点目につきましては、組織全体の活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢、いわゆる役職定年制を60歳とするものでございます。

3点目につきましては、定年の引上げ後における60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、60歳を超えて定年前に退職した職員を、本人が希望する場合に定年退職日相当日まで、定年前再任用短時間職員として採用するものでございます。

当該条例により改正等の条例は6本となりますが、主となる改正は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の定年等に関する条例となり、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の再任用に関する条例については、廃止となります。

附則でございますが、附則第1条は、施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

また、附則第11条の規定は、公布の日から施行するものです。

以降、附則第2条から第18条までの規定につきましては、それぞれの項目及び関係する条例改正の経過措置などを定めるものです。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました小田川議員について質疑を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 議案第3号について、通告に従い質疑を行います。

質疑の内容です。65歳定年制が完全実施される令和13年度までの退職者の推移について伺います。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 令和13年度までの組合採用職員の退職対象者については、該当者はおりません。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 第2問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 2回目の質疑を行います。

退職対象者がいないということは、法の完全実施までの移行措置は必要ないという理解でよろしいでしょうか、確認したいと思います。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今井修一君） 法の完全実施までの移行措置についてお答えいたします。

組合採用職員の退職対象者に該当者はありませんが、構成団体からの派遣職員の取扱いにより、移行措置を実施する場合があると考えており、今後構成団体と調整してまいります。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 柏市の日下みや子です。議案3号について討論を行います。

日本共産党は、国会審議においても、先立って審議された柏市12月議会においても、条例案に賛成いたしました。本議案にも賛成の立場ですけれども、問題点について一言述べておきたいと思います。

問題点の第1は、賃金の問題です。そもそも賃金は、職務に応じて支払われるべきものであり、年齢を理由とする7割支給への減額は、職務給原則を壊すものであり納得できないという点です。

2点目なのですけれども、定年延長に伴う働き方の多様化が進む中で、職場には定年前の正規職員とともに、フルタイム、短時間の定年延長の職員、再任用職員、部分休業職員、さらに会計年度任用職員等の非正規職員が混在して働くこととなります。過去にはこういうことはなかったのですけれども。正規職員との格差、それぞれの勤務形態による格差が、職場の連帯感を壊すことにならないかという懸念があります。これに対する適切な措置、配慮が求められているという点です。

この法案改正に先立って、参議院総務委員会で決議された11項目の附帯決議というものがあります。11項目ここでは述べる時間がありませんので、幾つかちょっと述べたいと思うのですけれども、こういうものがあります。地方公共団体における定年の引上げの具体化に伴い生じる諸課題について、地方公共団体が職員等の意向を適切に把握し、円滑な実施を図るよう配慮すること。段階的に定年年齢を引き上げる期間における必要な新規採用を継続するための定員措置のほか、つまり定年を延長したことによって新採を減らすなんていうことはするなということなのです、職員の希望に基づく暫定再任用職員のための定員の確保のため必要な配慮を行うこと。それから、非常勤職員と常勤職員との給与、手当等の格差をなくすために処遇の改善等に一層の努力を行うこと等を含む11項目があります。

ぜひ当組合でもこの11項目について附帯決議を読み取って理解していただいて、その実行に力を尽

くしていただくよう求めて、討論を終わります。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本竜太郎議員） 起立全員でございます。

よって、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定については、可決することに決定いたしました。

◎議案第4号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第6、議案第4号 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 議案第4号 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてご説明いたします。

令和5年度の予算編成に当たりましては、経済見通しが厳しい状況を踏まえながら、限られた財源で安定した組合事業を着実に推進するよう構成市の各課と連携を強化し、効率的で効果的な予算編成に努めるものといたしました。

それでは、予算書の1ページを御覧ください。第1条は歳入歳出それぞれ予算総額34億4,165万8,000円とし、第2条は地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定め、第3条は一時借入金の最高額を5,000万円とし、第4条は同一款内における人件費の流用について定めるものがございます。

2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入歳出の総額は、施設延命化対策事業の結果を受け減額などの影響もあり、前年度比11億25万3,000円減となり、それぞれ34億4,165万8,000円とするものがございます。

4ページを御覧ください。第2表、地方債につきましては、都市公園整備事業に対し限度額を810万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものがございます。

それでは、予算内容について順次ご説明いたします。歳入歳出とも前年度と比較して主に増減額の大きい項目についてご説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。歳入の1款1項1目衛生費負担金につきましては、前年度比1億6,448万9,000円増の29億5,003万2,000円を計上するものがございます。

構成市ごとの負担金額につきましては、柏市が10億386万2,000円で、前年度比5,188万7,000円の増、白井市が1億5,636万8,000円で、前年度比2,118万8,000円の増、鎌ヶ谷市が17億8,980万2,000円で、前年度比9,141万4,000円の増となっております。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。2款使用料及び手数料でございます。2項1目手数料につきましては、し尿及びごみともに搬入量実績で積算し、し尿手数料では浄化槽汚泥搬入量が減少し、ごみ手数料では不燃性粗大ごみが減少していることから、使用料及び手数料の合計で、前年度比814万5,000円減の2億8,603万8,000円を計上するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。3款国庫支出金でございます。1節周辺整備費補助金につきましては、都市公園整備事業に係る社会資本整備総合交付金で715万円を計上しました。

5款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、当該年度の補正財源として、前年度比1,230万1,000円減の2,107万4,000円を計上するものでございます。

6款1項1目繰越金につきましては、構成市ごとの繰越金額を、柏市分3,031万1,000円、白井市分361万9,000円、鎌ヶ谷市分6,141万5,000円とするもので、前年度比119万2,000円増の9,534万5,000円を計上するものでございます。

続きまして、14ページ、15ページを御覧ください。7款1項1目雑入につきましては、前年度比2,438万9,000円増の6,668万6,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、共同化処理費分の資源物売払代で、両市ともに金属類の価格の上昇が見込まれることによるものでございます。

8款1項1目組合債につきましては、地方債の借入れを予定することから、都市公園整備事業の財源として810万円を計上するものでございます。

こうしたことから、歳入総額で前年度比11億25万3,000円減の34億4,165万8,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。16ページから21ページを御覧ください。2款1項1目一般管理費につきましては、人事異動の影響により前年度比852万2,000円増の9,004万2,000円を計上するものでございます。

続きまして、22ページから25ページを御覧ください。3款1項1目し尿処理費につきましては、前年度比5,628万4,000円増の4億1,287万8,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、アクアセンターあじさいの管理運営に要する経費において需用費が増加することから、増額となったものでございます。

続きまして、24ページから29ページを御覧ください。2目ごみ処理費につきましては、前年度比11億9,819万2,000円減の13億623万5,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、令和2年度から令和4年度の継続事業である施設延命化対策事業が完了予定のため、減額となったものでございます。

続きまして、28ページから31ページを御覧ください。3目共同化処理費につきましては、前年度比4,024万9,000円増の11億525万2,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、ごみ処理の構成市単独処理に要する経費（柏市分）では、労務単価等の増加により委託料が増額したことや、ごみ処理の構成市単独処理に要する経費（鎌ヶ谷市分）では、リサイクルセンター2階屋根防水改修工事などを計上したことから増額するものでございます。

続きまして、32ページから37ページを御覧ください。4目周辺整備費につきましては、前年度比3,353万8,000円減の3億1,021万3,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費で、修繕料や工事請負費などの施設維持費の増加がありました。都市公園整備事業で都市公園整備工事費や用地購入費が減少したことから減額となったことによるものでございます。

続きまして、36ページ、37ページを御覧ください。4款公債費でございますが、前年度比2,772万2,000円増の1億8,470万3,000円を計上するものでございます。内容は、平成26、27年度に実施したダイオキシン類対策事業に係る地方債償還金のほか、アクアセンターあじさいにおける設備更新事業、クリーンセンターしらさぎにおける施設延命化対策事業及び周辺整備室における都市公園整備事業に係る地方債償還金によるものでございます。

続きまして、38ページ、39ページを御覧ください。6款予備費につきましては、前年度と同額の3,000万円を計上するものでございます。

こうしたことから、歳出総額で前年度比11億25万3,000円減の34億4,165万8,000円を計上するものでございます。

以上で議案第4号 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました日下議員、小田川議員について、質疑を認めます。

初めに、日下議員の質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 柏市の日下です。議案4号、令和5年度一般会計予算について6点伺います。

まず、1点目ですけれども、予算の概要では4ページ、予算書では8ページ、9ページになりますが、構成市の分担金及び負担金が前年度比で5.9%増になっています。1億6,448万9,000円が増額ということで、構成市にとっては痛いわけですが、これは物価や燃料費などの社会的、経済的な影響が大きいと思われるのですけれども、具体的な内容を示してください。

2点目、予算の概要の9ページ、予算書で15ページになります。諸収入というのがあります。諸収入といいますと、いろいろ矛盾していて、上がればいいのかなと思うと、例えばごみの収集でお金が

上がればごみが増えたかなと思いますし、前年度比で大幅な増額になっているのです。その具体的な内容とその背景などをお示しいただきたいと思います。

3点目、予算の概要4ページ、予算書の14ページになります。共同化処理費の負担金の増額の要因に、歳出による労務単価の増額を挙げています。具体的な事業名と増額を示してください。

4点目、議員研修費用の件です。昨年我々も議員研修に行ったわけですがけれども、その予算額と令和4年度の実績を示してください。

それから、5点目、予算の概要の13ページ、予算書の27ページになります。ごみ処理費の委託料、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）策定業務委託905万3,000円というのがあります。これの計画の内容の説明をお願いします。

6点目、予算書の33ページから35ページに、さわやかプラザ軽井沢の維持管理に要する経費があります。経費は約2億2,800万円で、前年度比で約8,000万円の増額になっています。指定管理料は前年同様の1億2,000万円なのですけれども、そのさわやかプラザの収支計画の概要と令和4年度の実績について、概要で結構ですので示してください。

以上6点お願いします。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 初めに、構成市の分担金及び負担金増の主な社会的、経済的な影響の具体的な内容としましては、し尿及びごみ処理に必要な薬品単価、燃料費調整単価の上昇に伴う施設電気料金の増加や灯油単価の高騰による燃料費の増加等が挙げられます。

次に、諸収入が前年度と比較して大幅に増額している理由でございますが、諸収入の増額の要因としては主に資源物売払代で、金属類の単価の上昇が見込まれることによるものとなっております。また、ペットボトル有償入札拠出金については、過去の実績で相応の収入があることから実績を加味して予算計上しているものとなっております。

次に、労務単価の増額に伴う共同化処理費の負担金増の内容でございますが、共同化処理費のごみ処理の構成市単独処理に要する経費、柏市分については、ごみ収集運搬業務委託で79万2,000円の増、資源分別処理業務委託で183万2,000円の増、不燃ごみ選別処理業務委託で254万3,000円の増、プラスチック系ごみ処分業務委託で182万円の増となっております。

また、ごみ処理の構成市単独処理に要する経費、鎌ヶ谷市分については、不燃ごみ選別処理業務委託335万4,000円の増、ごみ収集運搬業務委託で931万4,000円の増、不燃ごみ等分別破碎業務委託で21万2,000円の増となっております。

なお、今申し上げた業務につきましては、労務単価のほかに燃料高騰による車両経費や物価高騰によるメンテナンス費なども増額の要因となっております。

次に、議員研修費用の予算額と令和4年度の実績でございますが、議員研修費用の予算額について

は、議会の運営に要する経費の旅費18万円、使用料及び賃借料の車両借上料で35万円の予算計上を行っております。

令和4年度の実績でございますが、旅費で10万7,800円、使用料及び賃借料の視察時車両借上料で31万4,900円となっております。

次に、ごみ処理事務に要する経費に計上している一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）策定業務委託の内容でございますが、一般廃棄物処理基本計画につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ一般廃棄物の適正な処理を行うことを目的に策定するものでございます。今回は、平成31年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画の中間目標年次に当たり、現計画から5年が経過し、ごみ処理に係る社会情勢が大きく変化していることから、現計画の評価をし、必要な事項についての見直しを行い、ごみの減量化、資源リサイクル活動の推進等を目標とする循環型社会の構築を目指し、より効率的かつ効果的な施策等を検討していくものでございます。

最後に、さわやかプラザ軽井沢（指定管理料1億2,200万円）の収支計画の概要と令和4年度の実績の概要でございますが、収支計画書については基本協定を締結した時点のとおりでございますが、コロナ禍における制限付きの運営を余儀なくされている状況でございます。令和4年度実績につきましては、現時点におきましても感染防止策を講じながら営業を継続しており、自主事業の飲食及びヘアカットの再開やプール利用人数の制限緩和などを行ったことで、利用者数は徐々に回復してきておりますが、コロナ禍以前の状況には至っておりません。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） 2問目なのですけれども、6つ質問して、なかなか聞いていて分かりにくいかと思っておりますけれども、一問一答だと分かりやすいのですけれども、ちょっと羅列的に伺います。6点について、それぞれ2問目質問します。

1点目の質問についてなのですけれども、構成市の分担金、負担金が増額になった内容について、先ほどの説明ですと概要に書いてあったことでもう分かっていますので、もう少し具体的に薬品単価ですとか電気料金ですとか灯油等の価格ですね、単価、それからそのほかの物価等についても、前年比でどれくらい増額になったのか、割合についても参考のために示していただけませんか。

それから、2点目も同様なのですけれども、諸収入で前年比で大幅な増額をしたことについて、具体的に増額の例を示していただきたいと思うのです。また、増額になった経済的、社会的な背景といえますか、そういうものについても説明をしてほしいと思います。

3点目、設計労務単価についてなのですけれども、これまで設計労務単価というのは、政府の指針によって何度も引き上げられてきたのです。ところが、建設組合の調査で、引き上げられた単価が末端の労働者に届いていないということが度々報告されてきております。当組合の事業ではどうか。末

端の労働者にきちんと届く保障はあるのか、お答えいただきたいと思います。

4点目の議員研修費用についてですけれども、車両借上料が31万4,900円というのは相場なのでしょうか。高くないでしょうか。バス会社が前回と同じ会社だったのはどういう事情なのでしょうか、お聞かせください。

5点目、一般廃棄物処理基本計画の目標と中間目標、また達成状況を示してください。また、目標達成には非常に厳しい状況だと思うのですけれども、どのように臨むのか伺いたいと思います。

それから、6点目、さわやかプラザ軽井沢の令和3年度の収支決算、令和4年度は今年の夏、決算でやるわけですけれども、令和3年度の収支決算は約1,200万円の赤字だったのです。コロナもありましたから大変だというのはあるのですけれども、令和4年度の見通しはどうなのか、令和5年度はどんな改善策で臨むのか、示していただきたいと思います。

以上6点です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今井修一君） 1点目の薬品単価、電気料金、灯油単価等、他の物価等について、前年比での増額とその割合についてお答えいたします。

し尿処理費では、薬品を含む消耗品費において786万6,000円の増額、率にして20.5%増加しております。また、燃料費においては、灯油単価1リットル当たり93円での予算計上に対し、前年度では1リットル当たり77円であり、総額181万7,000円の増額、率にして8.06%増加しております。電気料金につきましては、燃料費調整単価の高騰により2,935万2,000円の増額、率にして83.0%増加しております。

次に、ごみ処理費では、薬品を含む消耗品費において2,896万3,000円の増額、対前年度比では17.5%の増加、燃料費においては、灯油単価1リットル当たり96円での予算計上に対し、前年度では1リットル当たり79円でありまして、総額282万400円の増額、率にして16.56%増加しております。

電気料金につきましては、し尿処理費と同様の理由となりますが、燃料費調整単価の高騰により8,926万3,000円の増額、率にして65.1%の増加となっております。

2点目の前年度比での具体的な増額の例及び増額になった背景についてお答えいたします。薬品単価につきましては、し尿処理に必要な薬品として浄化脱水用凝集剤などの薬品を購入していますが、使用薬品の購入単価につきましては、対前年度比で約9円から18円の単価の上昇となっております。

また、ごみ処理に必要な薬品等において約50円程度増加している薬品もあります。

その他灯油単価においては、1リットル当たり16円から17円の増加、電気料金につきましては、燃料費調整単価が約12円、再生可能エネルギー発電促進賦課金につきましても0.09円の増加があり、ロシア、ウクライナ情勢やコロナウイルスの感染拡大の影響による原材料費、電力などのエネルギー価格、輸送費コストの高騰などにより増加されたものと考えております。

3点目の設計労務単価の増額分が末端の労働者にきちんと支払われているのかにつきましては、まず発注者、受注者、下請業者間の契約が適正であることが必要であると考えております。当組合では、工事請負費において最新の労務単価や資材の実勢価格を基に予定価格を設定するとともに、最低制限価格等の設定も行っております。また、当組合建設工事適正化指導要綱では、元請業者が下請業者に対し、自己の地位を利用して不当な金額での下請契約をしないことなどを定めており、また、社会保険への加入の指導や、法定福利費を必要経費として適正に確保することも就労環境の改善等において重要と考えております。このため受注者において契約に係る内訳書の提出を求め、内容の確認に努めており、これらのことを遵守することで労働者への適正な賃金の支払いが担保されているものと考えております。

4点目の車両借上料につきましては、地域で多少の差があるものの、国土交通省関東運輸局が定めた貸切バスの新運賃・料金制度等により設定されているものであると考え、回送料金や有料道路代、添乗員の経費、各種保険なども含めており、金額については適正であると考えております。また、バス会社の選定につきましては、当組合の視察研修における過去の実績等を勘案し選定しております。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（栗原 稔君） 私からは、基本計画の目標値及び達成状況に関するご質疑についてお答えいたします。

初めに、一般廃棄物処理基本計画の目標と中間目標でございますが、一般廃棄物処理基本計画は最終目標年度を令和10年度とし、主要な目標値である排出原単位は、平成29年度比で約8%減の732グラム、総資源化率は約10%増の29.3%、最終処分量は3,000トン以下と定めております。また、同計画では、中間目標年度を令和5年度とし、排出原単位は平成29年度比で約5%減の756グラム、総資源化率は約9%増の28.3%、最終処分量は3,000トン以下と定めております。

次に、令和3年度時点における達成状況につきまして、令和10年度の目標値との比較でお答えいたしますと、排出原単位は目標値732グラムに対し798グラム、総資源化率は目標値29.3%に対し19.3%、焼却灰等の最終処分量は目標値3,000トン以下に対し3,546トンとなっております。新型コロナウイルスの感染拡大による行動変容に伴いごみ量が増加していることなど、計画策定当時の状況変化は著しく、今後目標達成に向けた、さらなる取組が必要であると考えております。

私からは以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） 私からは、さわやかプラザ軽井沢の収支に係る令和4年度の見通し及び令和5年度の改善策についてお答えいたします。

初めに、令和4年度の収支の見通しでございますが、利用者数が回復傾向にあるものの、コロナ禍以前の状況には至っていないことから、前年度同様の収支不均衡が予想されるところでございます。

次に、令和5年度の改善策でございますが、国や県の動向を踏まえながら指定管理者との連携を図り、制限緩和や利用者サービスの拡大を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

次に、小田川議員について質疑を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 通告に従いまして、議案第4号の質疑を行います。質疑の内容、まず1点目ですが、ただいまの日下議員の質疑と多少かぶるところがありますけれども、通告どおりに進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず1点目、予算全体に対してです。エネルギー価格高騰による物価の上昇は、予算編成においてどのように影響していますか。これは概要版のほうを読んでも、こういった文言等見当たらなかったのです。前回の補正予算ではかなりの差額の増額補正などもありましたので、予算編成においての影響をこの機会に確認したいと思って質疑を行いました。

次、2点目、予算書の33ページになります。周辺整備事業の管理運営に要する経費の中、委託料の中に用地除草業務委託料という委託が新しく盛り込まれていました。この委託の内容と検討の経緯について伺います。

次、3点目、予算書の35ページになります。都市公園の維持管理に要する経費の中の、これも委託料の中にあります、これは令和5年度からの新規事業ということで都市公園管理業務委託、そして都市公園植栽管理委託、こちらの委託内容について伺いたいと思います。

以上3点お願ひします。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 初めに、エネルギー価格高騰による物価の上昇は、予算編成全体においてどう影響したかでございますが、コロナ禍が長引く中、ロシア、ウクライナ情勢などの影響により急激な円安等に起因する燃料費、原材料価格の高騰等が廃棄物処理事業の運営にも影響を及ぼしており、燃料費や光熱水費が増加しております。燃料費の灯油単価の設定については、4月から9月分の契約単価の平均を次年度予算の単価として設定し、電気料金の積算単価については、予算編成時の最新単価で設定しております。

具体的な影響としましては、し尿処理においては、年間灯油使用量で処理に係る効率化等を行い、2万8,000リットルの減少を見込みましたが、単価が前年度比16円増加したことから約181万7,000円の増加、電気使用量については約5万3,000キロワットアワーの減少を見込みましたが、燃料費調整単価を最新の9.39円と設定したことから、昨年度予算編成時のマイナス2.49円から11.88円増加したため、約2,929万2,000円の増加となりました。

また、ごみ処理においては、年間灯油使用量で8,000リットルの減少を見込みましたが、単価が17円増加したことから約282万円の増加、電気使用量については約130万キロワットアワーの減少を見込みましたが、し尿処理と同様に燃料費調整単価の高騰で約8,926万3,000円の増加となりました。

次に、周辺整備事業の管理運営に要する経費として計上している用地除草業務委託料でございますが、委託の内容につきましては、都市公園（第2期整備エリア）用地の一部として取得した土地約6,000平方メートルの除草作業を年2回行うものでございます。

検討の経緯につきましては、令和2年度に取得した後、令和3年度から令和4年度まで職員による除草作業を実施したところでございますが、面積及び繁茂状況が職員による除草作業では追いつかない状況となり、専門事業者への委託費を計上したものでございます。

最後に、都市公園の維持管理に要する経費として計上している都市公園管理業務委託、都市公園植栽管理委託でございますが、都市公園管理業務委託につきましては、公園の日常管理業務として駐車場出入口の開閉及び園路清掃等の作業を委託するものでございます。

都市公園植栽管理委託につきましては、公園のうち駐車場や園路部分を除く約6,000平方メートルの除草作業を年3回行うものでございます。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 第2問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 2回目の質疑を行います。

まず、1点目の質問なのですけれども、灯油使用量、それから電気使用量の単価はエネルギー価格の高騰のあおりを受けて上がっているけれども、使用量のほうは減少を見込んでいるというご説明でした。そこで年間の灯油使用量及び電気使用量を前年度比より少なく見積もった根拠について伺いたいと思います。

次に、それぞれ新しく導入した委託、用地除草業務委託料、それから都市公園管理業務委託、そして都市公園植栽管理委託、こちらの3つ委託する業者の選定方法と今後のスケジュールについてお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今井修一君） 1点目の年間の灯油使用量及び電気使用量を前年度より少なく見積もった根拠についてお答えいたします。

年間の灯油使用量の減少につきましては、し尿処理では空気予熱器更新後、令和4年度から焼却効率が改善したため、焼却処理の日数等が減少したことによるものでございます。また、ごみ処理では令和4年度に施設延命化対策事業が完了することにより、工事に伴う焼却炉の乾燥焚きや試運転時の灯油使用量が減少したことなどによるものでございます。

次に、電気使用量につきましては、し尿処理では、焼却効率が改善されたため焼却処理日数等が減少したこと、ごみ処理では、施設延命化対策事業においてCO₂削減対策の一環として施設のLED化、高効率設備の導入及び焼却効率の向上のための工事を実施したことなどにより、電気使用量が減少となったものでございます。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） 私からは、委託する業者の選定方法と今後のスケジュールについてお答えいたします。

初めに、用地除草業務委託及び都市公園植栽管理業務委託でございますが、業者の選定方法は、構成団体及び当組合において類似する業務の実績を有する業者による指名競争入札を予定しているところでございます。スケジュールにつきましては、令和5年7月までには発注する予定でございます。

次に、都市公園管理業務委託でございますが、業務の内容などから高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等の活用を含めて検討しており、スケジュールにつきましては、公園の供用開始と同時に業務着手を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 第3問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 最後は、質疑ではなく意見という形で述べたいと思います。まず、予算全体に対してなのですけれども、ご答弁の中では、前年度より少なく設定量を見積もった根拠ということで、焼却効率が改善したこと、そして施設の延命化対策事業が完了した効果であるというご説明でした。今までの取組の一定の成果がこういったときに出たのかなということで評価したいと思いません。

そして、その次の5年度から新しく始まる委託の内容について、一つ提案させていただきたいと思います。今後整備するための用地の草刈り、そして新しくできる公園の整備について、指名競争入札、もう一つはシルバー人材センターの活用を検討していますというご答弁でした。両方ともどこに発注するかが大体決まっているのかなというふうには推察いたしますけれども、こういったところにぜひ障害者の事業所、就労施設等の仕事を使った発注を要望したいと思います。皆さんご存じのとおり、障害者優先調達推進法という法律があります。正式名称は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律ということで、平成25年4月から施行されています。この法律は、国や地方公共団体、独立行政法人等が積極的に障害者の就労する施設に仕事を発注することで、障害者の社会進出であったり経済の安定であったりというものを底上げしていこうという国の理念、そういったことを目的とした法律になります。こちらの組合はこういった法律を義務化する立場ではないかもしれませんが、新しく取り組む用地の整備というものは必ずしも専門業者でなくてもいい部分もあるかと思えます。全部は無理かもしれませんが、公園整備の中のできる部分、そういったところ

を積極的に障害者の就労施設に発注をし、組合としてもそういった国の理念の下に障害者雇用の推進に取り組んでいただきたいと思いますと思ひまして提案したいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について、討論を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 柏市の日下です。議案4号について反対の立場で討論を行います。

今答弁を聞いていまして、物価の急激な高騰で国民は非常に苦しんでいるわけですが、行政も大変な思いをしていると。特に、行政は直接住民から税金が入りますけれども、こういう一部組合は税金が直接入ってくるわけではないので、やはり苦慮しているなということを感じました。

初めに、要望を4点述べたいと思います。1点目は、ごみ処理事業についてです。新年度予算案に一般廃棄物処理基本計画策定業務委託費が盛り込まれたわけですが、2028年度までの今後5年間の計画がこれから審議されて計画が策定されるわけなのですが、今の報告にもありましたように非常に現状は目標に対して厳しい状況です。コロナなどがあったということも原因していますが、しかし今気候危機という非常事態の下で、また国政においてはプラスチック資源循環法というのも制定されまして、ごみ減量化が非常に重要な課題になっていますので、現状に合わせて目標をダウンさせるということがあってはならないと思いますので、やはり全国の先進事例から学んだ積極的な目標の設定と抜本的な取組を求めたいと思います。

2点目は、議員研修費用の件です。当組合の予算編成に当たっては、基本方針に徹底した歳出の削減を実施することとあります。本組合の議会には、構成市にあるような我々議員の政務活動費はないわけなのですが、構成市での議員の視察研修費というのは政務活動費の範囲内で行われて、交通を利用する場合は非常に厳しい制限があります。公共交通を使うわけですが、もう料金も本当に最低の料金で設定されているわけですが、調査研修は、報酬が支給される構成市において政務活動費の範囲内でおのおのが行えばいいのではないかと私は思います。

また、市民の税金で賄われる視察研修を行った場合には、学んだことを議会質問等の議員活動に反映させるのは当然のことです。

〔終了のベル音あり〕

○9番（日下みや子議員） 時間ですか。

○議長（塚本竜太郎議員） 時間です。

○9番（日下みや子議員） 討論も入ってしまうのですか。討論も。どうしよう。いろいろ言いたいこといっぱいあるのですけれども、駄目。少し延長して。

○議長（塚本竜太郎議員） 時間が来ましたので終了してください。

○9番（日下みや子議員） とにかく予算案には反対いたします。

では、次の議会に述べたいと思います。言いたいことありますので。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本竜太郎議員） 起立多数でございます。

よって、議案第4号 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算について、可決することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（塚本竜太郎議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

午後 4時29分 閉 会